

答 申 第 2 号  
平成17年3月29日

松阪市教育委員会  
教育長 駒 田 哲 夫 様

松阪市個人情報保護審査会  
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第7条第2項第7号及び第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第7条第5項第2号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 3．松阪市個人情報保護条例第8条第7号及び第8条第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 4．松阪市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成17年 1月26日 第1回松阪市個人情報保護審査会

(収集)

個人情報保護答申書(個別的事項)

条例第7条第2項第7号、第3項及び第5項関係

答申番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	収集先及び収集する個人情報の項目	収集する理由	本人通知省略の有無	審査会の意見
個別 1-5	H17.1.20 学校教育課	生活保護家庭進学奨励金に関する事務	経済的理由により就学が困難なものに対し、進学奨励金を給付する	生活保護家庭進学奨励金給付申請者	保護課 教育扶助の開始、廃止の情報	要保護生徒を把握し、生活保護家庭進学奨励金の支給を行うため	有	1、収集してはならない個人情報の収集制限の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-6	"	三重県高等学校等進学奨励金に関する事務	三重県高等学校等進学奨励金にかかる返還債務免除申請のとりまとめをおこなう	三重県高等学校等進学奨励金にかかる返還債務免除申請対象者	三重県教育委員会 生徒名、保護者名、住所、在学した学校名、貸与期間、貸与金額	三重県教育委員会より依頼を受け、三重県高等学校等進学奨励金にかかる返還債務免除申請のとりまとめを行うため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-7	"	就学援助費に関する事務	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、就学援助費を給付する	就学援助費給付申請者	税務課、保護課 申請世帯全員の前年所得額(税務課)、教育扶助開始・廃止の情報(保護課)	就学援助費の認定審査に用いる要保護児童生徒を把握し、就学援助費の支給を行うため	有	1、本人同意もあり、本人からの収集の原則の適用及び収集してはならない個人情報の収集制限の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-8	"	障害児教育就学奨励費に関する事務	障害児学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減する	障害児教育就学奨励費給付申請者	税務課 申請世帯全員の前年所得額	障害児教育就学奨励費の認定審査に用いる	有	1、本人同意もあり、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-9	"	高校、大学入学援助金に関する事務	高等学校等に入学した経済的に困窮する生徒に対して入学援助金を給付する	高校、大学入学援助金給付申請者	税務課 申請世帯全員の当該年度の市県民税課税の有無	高校、大学入学援助金の認定審査に用いる	有	1、本人同意もあり、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。